

カーボン・オフセット認証制度 申請方法について

カーボン・オフセット認証

カーボン・オフセット認証の申請にあたっては、気候変動対策認証センターウェブサイト*に記載された関係資料を熟読の上、審査を実施するために必要となる資料を、締切日までに提出して下さい。郵送用書類・審査用資料の2種類の提出が必要であり、そのうち審査用資料については、すべての書類・資料を電子データ（PDF形式）により提出して下さい。別途設定される締切日正午までに、以下の資料がすべて揃い、所定の申請料の入金確認が取れたことをもって初めて形式要件を満たしたものとして申請を受理します（実施規則第15条第2項）。

*気候変動対策認証センターウェブサイト：<http://www.4cj.org/label/index.html>

① カーボン・オフセット認証制度に基づくカーボン・オフセット認証申請書

申請者の印鑑を必ず押印して下さい。印鑑は認印でも結構です。印鑑登録等の有無は問いません。

② ①の申請書注記欄等に記載された必要書類

P. (*)	申請書注記欄に記載された必要書類とその説明
P. 3 ※2	申請案件に係る関係者の役割分担が分かる図等 説明：特に満たすべき形式基準はありません。
P. 3 ※4	申請（事業）者のパンフレット等、事業内容の説明資料
P. 2 ※5	申請代行事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料 および 申請代行事業者と申請（事業）者との間で交わされた業務代行に係る契約書 説明：申請代行事業者がない場合は不要です。
P. 2 ※8	ラベル使用予定の印刷物等を列挙し、実際にラベルを貼付した画像等 および ラベルが当該案件のみに使用され、かつ対象期間（認証の有効期間）を超えて使用されないかどうかの管理体制について示す文書 説明：特に満たすべき形式基準はありません。
P. 6 ※3	申請オフセット量と商品等の出荷量・販売量が見合っているかどうかのモニタリング方法・体制、および 申請オフセット量を超える場合の対応（販売停止、あるいはクレジット追加調達の上再申請等）について示す文書 説明：特に満たすべき形式基準はありません。
P. 6 ※4	既存の法的枠組での取組状況のほか、認証区分Ⅰ－Ⅲの場合、申請者が環境マネジメントシステムの認証を受けている、或いは構築していること、又は対象活動範囲外における削減取組以外に排出量の削減効果のある何らかの取組を実施していることのいずれかを証明する文書 なお、法的枠組みで求められている義務については列挙のうえ、その対応の有無を記載すること。特に記載がない場合は、その旨を明示すること。義務を履行している場合には、その証明となる文書を添付
P. 6 ※5	クレジット調達（無効化）に係る契約書の写し 説明：オフセット・プロバイダー等との間に交わされている、クレジット調達（無効化）に関する

	契約書です。
P. 6 ※6	当該申請案件に係るクレジットと用途の対応関係が管理されている帳簿等の写し 説明：事前認証・事後確認の場合は当該申請案件に係るクレジットの調達前の申請となるため、本帳簿等の写しを提出する必要はありません。事後認証の場合は必須となります。
P. 6 ※8	情報提供用の包装、チラシ、ホームページ等の案 説明：現時点で想定されているものをすべて提出してください（一つ以上必須）。申請書記載の 4CJ ウェブサイトおよび QR コード記載内容以外に存在しない場合は、その旨を明記した文書を提出してください（当該文書には、申請（事業者）名、申請案件名、申請書提出日以降の日付が明示されていれば、その他の体裁は特にありません）。 新規の情報提供用の包装、チラシ、ホームページ等が存在しており、それが「案」の段階である場合はその旨記載してください。なお、受理日以降に作成されることが明らかになったものについては、遅滞なく事務局に案を送付してください。
P. 7 ※9	制度等に参加している場合、当該申請案件のカーボン・オフセットにもちいるクレジットと、制度等に用いるクレジットを、どのように区別・管理しているかを示す文書 説明：特に満たすべき形式基準はありません。

(*) 申請書ひな形 (http://www.4cj.org/document/label/oc_att_app.doc) のページ数です。

③ カーボン・オフセット認証制度利用に伴う誓約書

複数の申請事業者となる場合は、各々で誓約書をご提出ください。（A社とB社が申請事業者となる場合は、A社の誓約書、B社の誓約書が必要になります。）

④ 手数料の振込を証明するもの

銀行のATMやインターネット等を通じて提供されるご利用明細等のコピー等で結構です。

あんしんプロバイダー制度参加

あんしんプロバイダー制度参加申請に際し、気候変動対策認証センターウェブサイト*に記載された関係資料を熟読の上、以下①～⑤の書類を下記要領にて提出願います。

- ① あんしんプロバイダー制度参加申請書
- ② 申込事業者による社内手続を定めた文書とその関連文書
- ③ 算定および情報公開に関する基本方針
- ④ カーボン・オフセット認証制度利用に伴う誓約書
- ⑤ 手数料の振込を証明するもの

*気候変動対策認証センターウェブサイト：<http://www.4cj.org/label/index.html>

【気候変動対策認証センターへの書類提出方法】

①電子メールによる提出

電子メールアドレス offset@4cj.org 宛てに、題名として「カーボン・オフセット認証制度申請」と明記し、氏名、所属、役職、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記入の上で提出願います。

②郵送による提出

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-8 芝公園アネックス 7階 N

社団法人海外環境協力センター内 気候変動対策認証センターあてに、封筒に「カーボン・オフセット認証制度申請」と明記し、氏名、所属、役職、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を添えて提出願います。

認証センターが資料を受取り、手数料の振込が確認され次第、手続を開始いたします。①②の方法による提出に関する着信確認の電話を除き、電話及び来訪による問い合わせ等は一切お受け致しかねますので、御了承ください。

いずれも、別途設定される締切日までにすべての必要書類の提出が確認された時点で「受理」となります。